

日本社会学史学会規約

日本社会学史学会総会承認

第1条

本学会は、日本社会学史学会と称する。

第2条（目的および事業）

本学会は、広く社会学史およびそれに関する研究をなすことを目的とし、研究会、講演会、出版事業、文献塊集、リスト作成、会報および機関誌の発行、総合研究などの事業を行う。

第3条（役員）

1. 本学会に理事若干名と監事2名をおく。
2. 理事のうち会長1名をおく。会長は理事会において推薦され、本学会を代表する。
3. 理事は本学会の運営に当たり、監事は本学会の経理を監査する。
4. 理事および監事の選出は別に定める。
5. 理事の任期は3年とする。ただし、重任は2期、再任は通算4期を限度とする。
6. 監事の任期は3年とする。ただし、再任は通算4期を限度とする。
7. 別に、幹事若干名をおき、本学会の事務を担当することができる。

第4条（名誉会員）

理事会は長く本学会に貢献した者を名誉会員として推薦し、総会で承認を求めることができる。

第5条（会員および会費）

本学会の会員となるには、会員1名以上の紹介を要し、理事会の承認を必要とする。

会員は、総会において決定された金額を納入するものとする。ただし、35年継続しかつ70歳以上の会員の会費は免除する。

第6条（本規約の改正）

本規約の改正は、総会の議を経なければならない。

付則

第1条（事務局）

本学会は、事務局を日本大学文理学部社会学研究室内（東京都世田谷区桜上水3丁目25番地40号）におく。

第2条（本規約の施行）

本規約は、昭和53年4月より施行する。

昭和63年6月26日一部改正。平成10年6月27日一部改正。

平成21年6月27日一部改正。平成24年6月30日一部改正。

平成28年6月25日一部改正。令和元年6月29日一部改正。

以上